

大阪府の森林保全及び都市緑化の推進に関する調査検討 (中間とりまとめ)

平成26年9月

大阪府森林の保全及び都市の緑化の推進に関する調査検討会議

目 次

1	はじめに	1
2	現状と検討の背景	
(1)	森林保全	2
(2)	都市緑化	4
3	検討の方向性と抽出される課題	
(1)	3つの基本テーマと方向性	6
(2)	抽出される課題	
①	自然災害から府民の暮らしを守る	7
②	健全な森林を“次世代”へつなぐ	8
③	みどりの充実により魅力ある大阪を創出する	9
4	新たな対策	
(1)	基本的な考え方	10
(2)	緊急かつ集中的に講じる対策	
①	自然災害から府民の暮らしを守る	11
②	健全な森林を“次世代”へつなぐ	12
③	みどりの充実により魅力ある大阪を創出する	13
(3)	対策の事業規模と効果	
①	自然災害から府民の暮らしを守る	14
②	健全な森林を“次世代”へつなぐ	16
③	みどりの充実により魅力ある大阪を創出する	18
5	新たな対策の財源	21
6	これまでの検討の総括	26
7	検討会議の開催状況等	
(1)	委員名簿	27
(2)	開催実績	27
(3)	関係条例等	28

1 はじめに

大阪府域は、北摂・金剛生駒・和泉葛城の三山系に囲まれ、豊かな自然や優れた景観に恵まれています。平野部では、古くから市街地が形成され都市化が進展しています。

大阪府では、森林の持つ多面的な機能を十分に発揮させるため、治山事業や放置森林対策など、森林を保全するための様々な施策に取り組んできました。また、都市のみどりについては、都市公園の整備や緑化の推進に取り組んできました。

しかしながら、近年の集中豪雨の増加や病虫害等の発生、また、木材価格の低迷や林業従事者の減少・高齢化など、林業を取り巻く厳しい状況のもと、所有者の主体的な取り組みだけでは追いつかず、森林整備の遅れによる多面的機能の低下が危惧されています。

また、ここ数年、集中的に取り組んできました都市のみどりづくりについても、大阪の魅力づくりやヒートアイランド対策を目指すという観点から、みどり豊かな大都市・大阪を目指すということを加速させることが必要です。

こうしたことから、平成25年12月に「大阪府森林の保全及び都市の緑化の推進に関する調査検討会議」が設置され、今後の森林の保全及び都市の緑化の推進に必要な施策及び財源の確保について検討を進めてきました。

本検討会議では、府域の現状や課題を踏まえ、また、関係者からのヒアリングを行うなど、これまで7回にわたり会議を開催し、様々な分野の専門的な観点から検討し、府域の森林や都市のみどりを保全・創出し、健全な形で次世代に引き継ぐための新たな施策展開の基本的な考え方や対策、それに伴う財源のあり方について、中間とりまとめを行いました。

平成26年9月

大阪府森林の保全及び都市の緑化の推進に関する調査検討会議
会長 増田 昇

2 現状と検討の背景

(1) 森林保全

府域面積約19万haのうち、森林は約5.8万haであり約3割を占めています。森林には、木材生産や災害防止機能のほか、野生動物の生息場所を提供する働きや、地球温暖化防止のための二酸化炭素の固定機能など多面的な機能を有しており、府民の貴重な財産です。

森林の働きをわかりやすく示す手法として、平成13年に日本学術会議において、定量的な評価が可能な森林の一部の機能を試算した評価額は、全国の森林で年間約70兆円となっています。この方法で、府域の森林の機能を評価すると、適正に管理されていれば、年間1,600億円以上の価値があり、特に災害防止機能は年間1,000億円以上の価値があります。



〔府域の森林の評価額〕

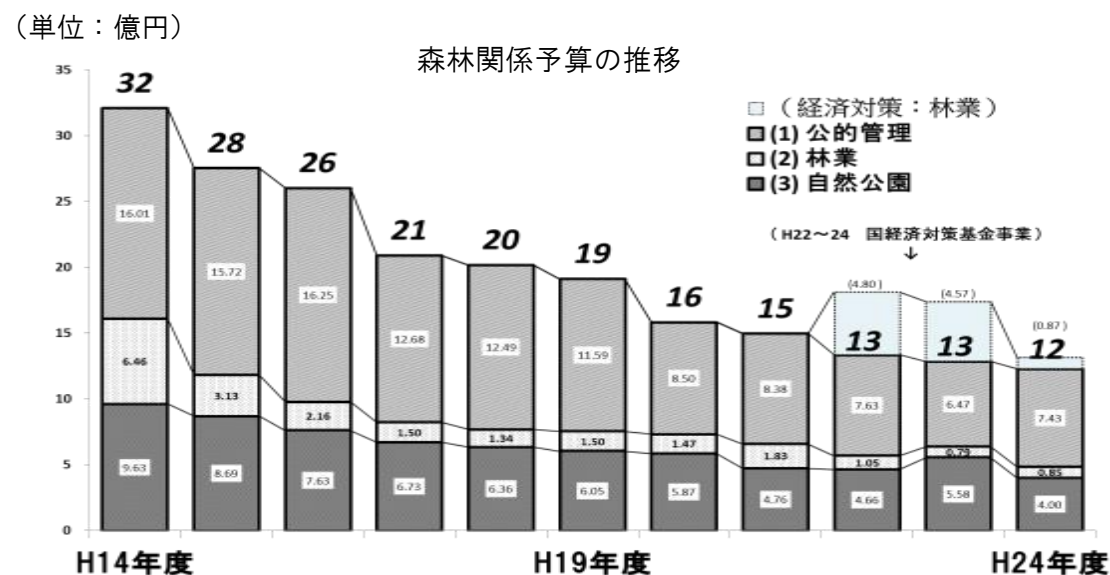
区 分	機 能	評価額
災害防止	表面侵食防止	666.9億円
	表層崩壊防止	199.2億円
	洪水緩和	152.7億円
水源涵養	水質浄化	345.4億円
	水資源貯留	206.3億円
アメニティ	保健・レクリエーション	53.2億円
温暖化防止	二酸化炭素吸収	29.2億円
	化石燃料代替	5.3億円
計		1,658.2億円

※日本学術会議答申（H13）をもとに試算

▶府域の森林を現状のまま放置すれば、森林の持つ多面的機能の発揮に大きな影響

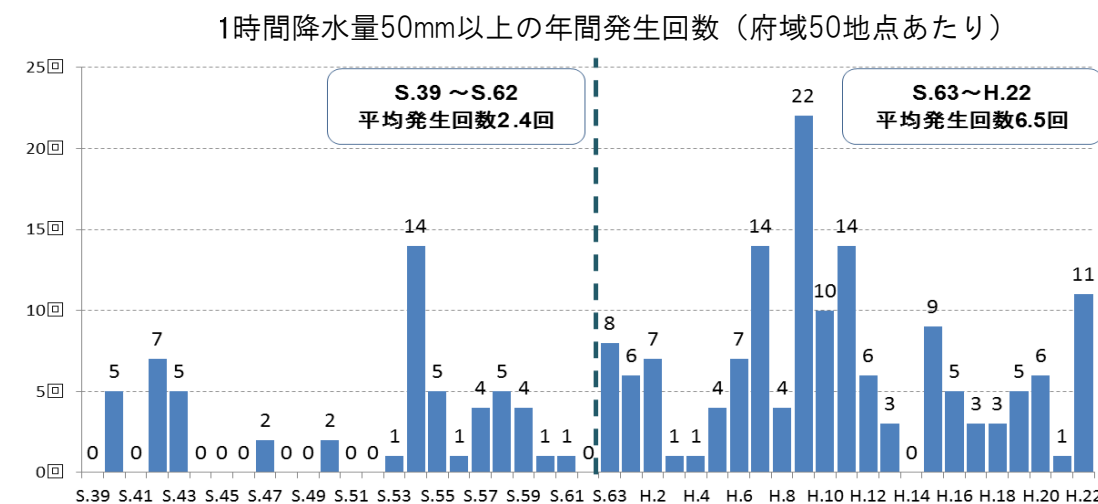
◆森林関係予算は年々減少

予算額は、平成14年度の約4割にまで減少し、森林保全に限界がきています。



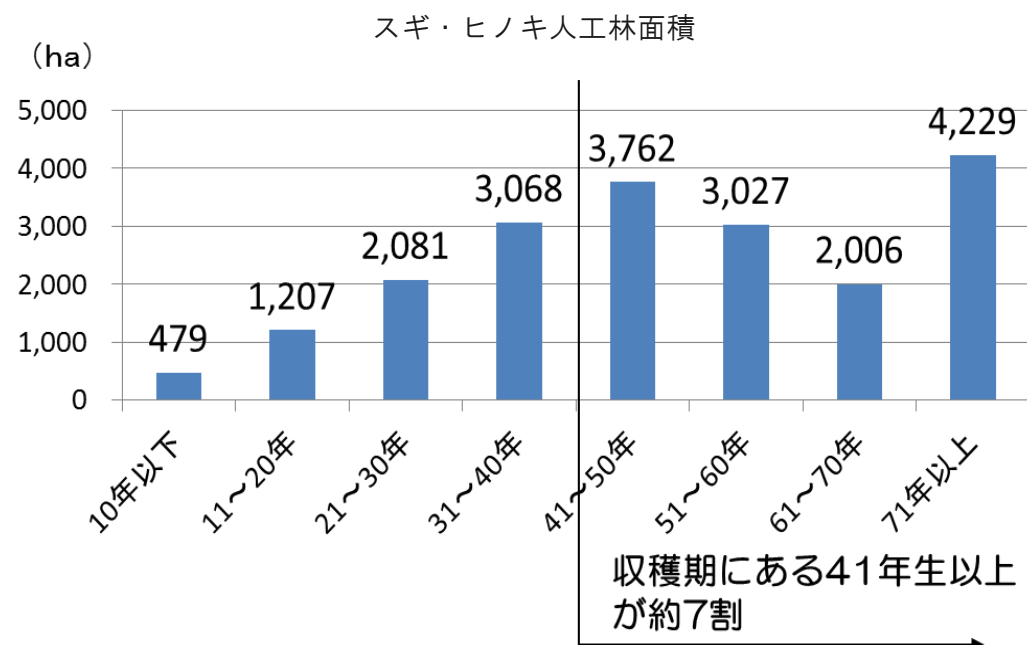
◆集中豪雨の多発

集中豪雨の発生頻度は、昭和39年から62年までは、年間平均2.4回でしたが、昭和63年以降では、年間平均6.5回と飛躍的に増加しています。



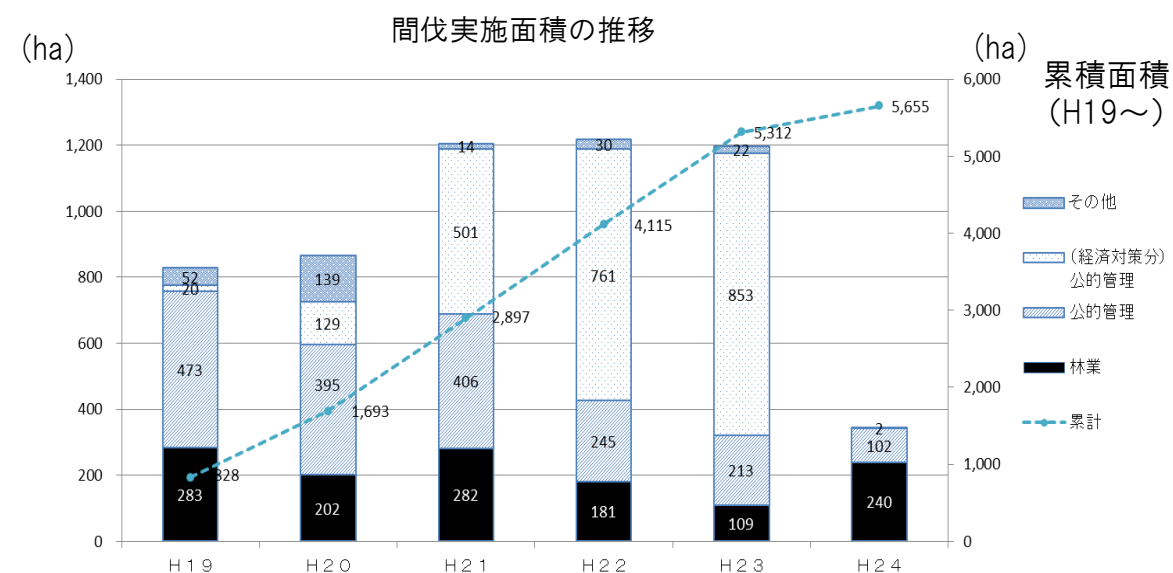
◆収穫期にある人工林の増加

収穫期にある41年生以上のスギ・ヒノキ人工林が全体の約7割を占めています。



◆林業経営意欲の低下による間伐の停滞

木材価格の低迷により、林業経営意欲が低下しています。近年、国の経済対策により、一時的に間伐面積は増加しましたが、林業としての間伐面積は横ばいです。（年間目標面積1,000ha、H24年度実績343ha）



(2) 都市緑化

都市のみどりは、ヒートアイランド現象の緩和、やすらぎ・憩いや都市景観を形成し、みどりを活用することによる、コミュニティやにぎわいづくりなど、地域力や地域の魅力を向上させます。

府域は過半の面積が市街化区域に指定されるなど、都市化が進展しています。そのため、大阪府では、みどりの大阪推進計画に基づき、みどり豊かな自然環境の保全・再生、みどりの風を感じるネットワークの形成など、都市のみどりの創出に努めています。

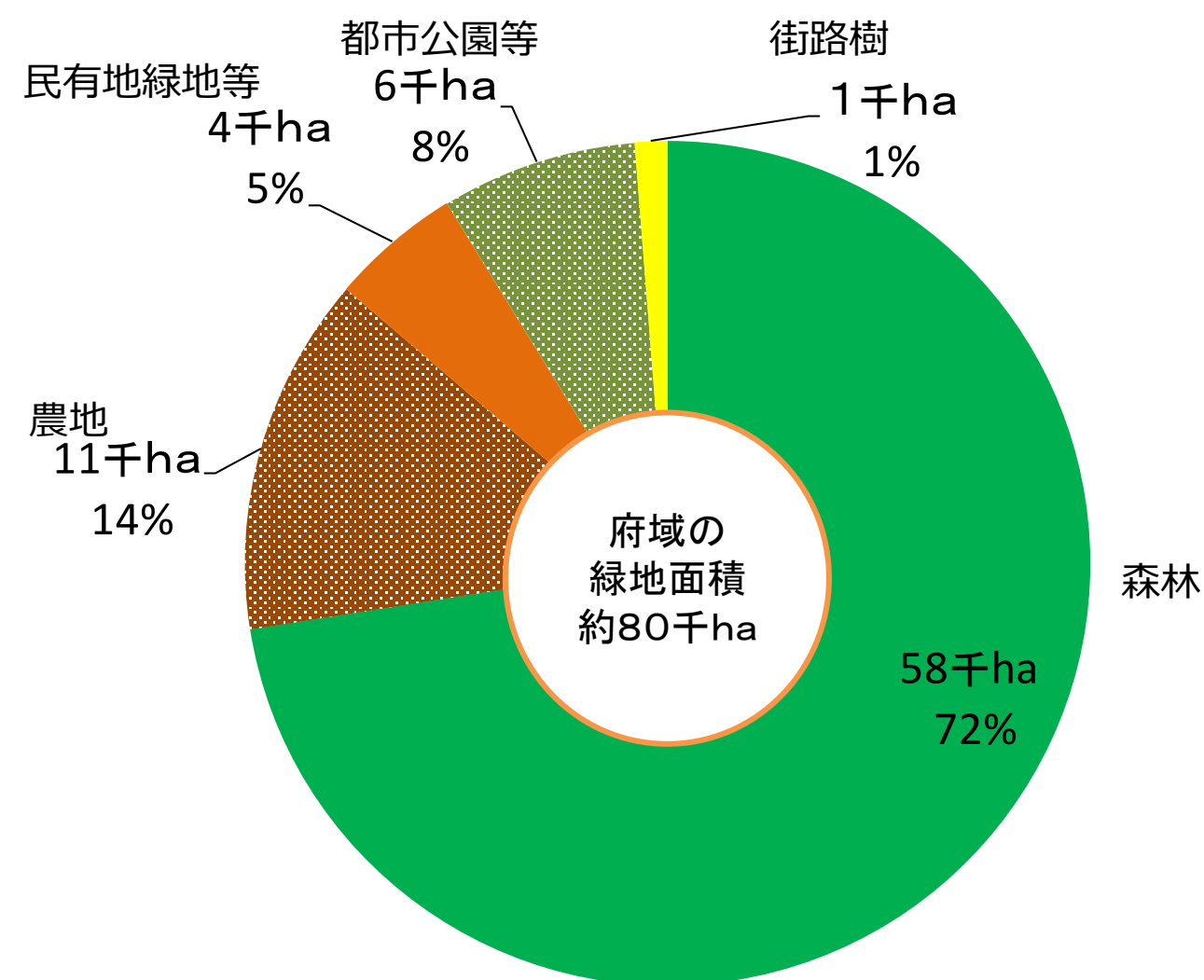
▶府域のみどりの将来像

骨格となるみどり

	周辺山系・丘陵地
	主要河川
	大阪中央環状線
	府営公園などの大規模公園
	その他主要な都市公園 (概ね30ha以上)
	臨海部
	構想段階の府営公園
	府立自然公園

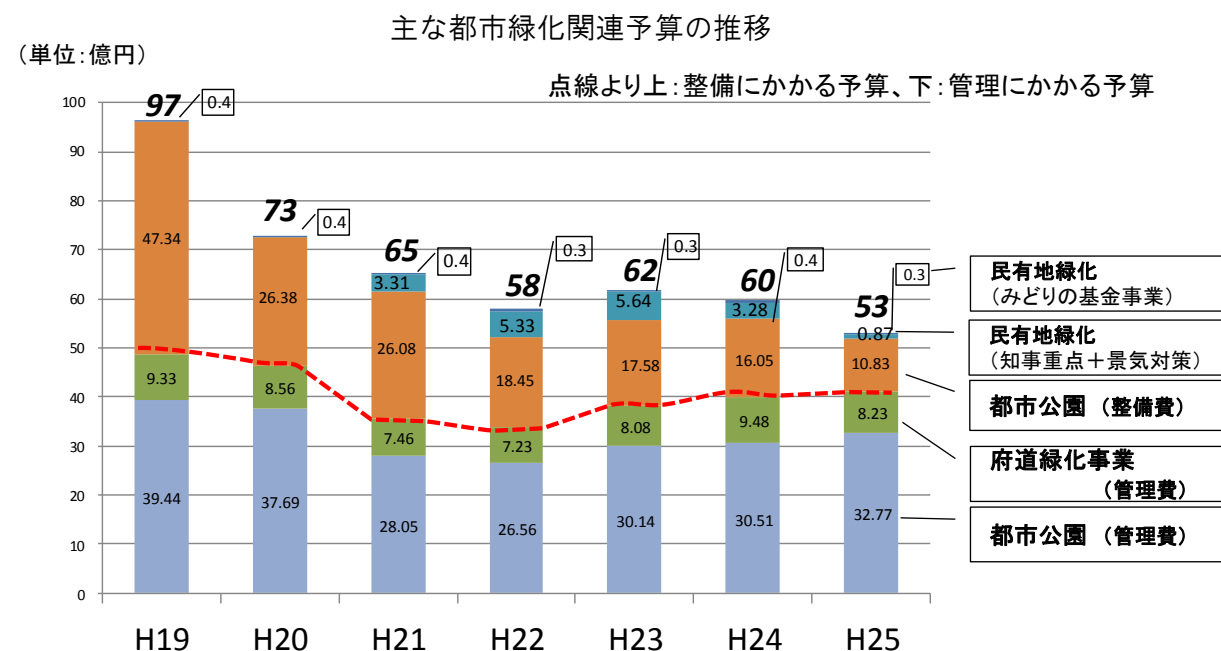


▶みどりの内訳 (大阪府調べ) 【H25.3末現在】



➤大阪の都市魅力を向上させるみどりの整備が重要

◆更なる緑化促進が求められる中、事業費は減少傾向



◆世界都市ランキングで大阪の緑の評価は下位

世界40都市の国際競争力を比較するランキングでは、大阪市の総合評価は23位・緑の評価は31位です。

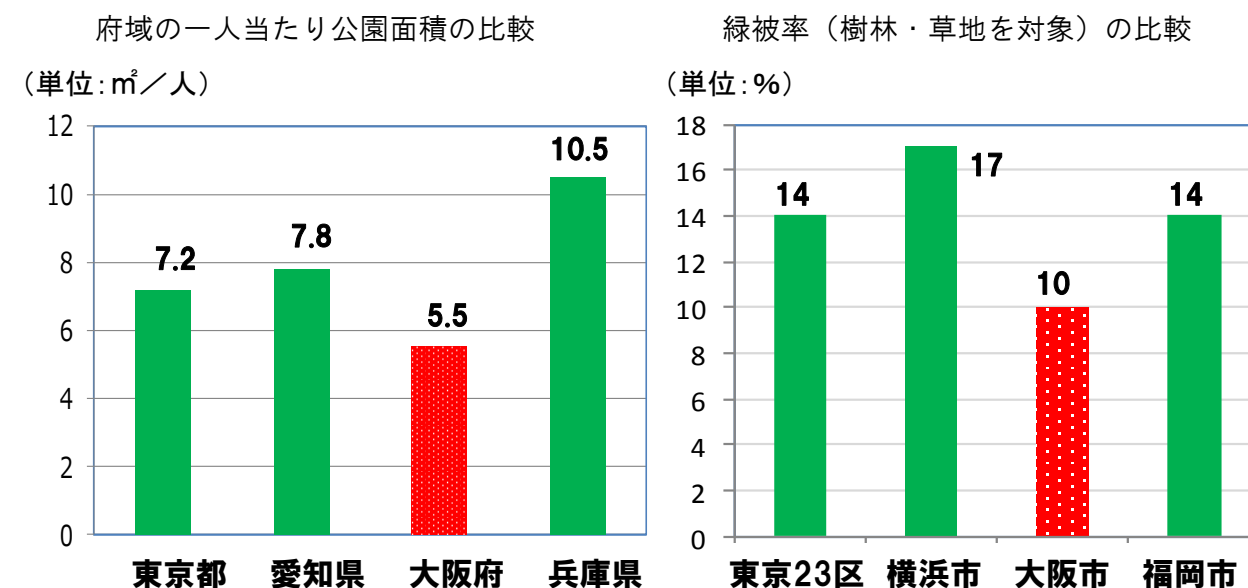
世界都市ランキング（都心部の緑被状況）

ランク	都市名
1位	ストックホルム、ジュネーブ、チューリッヒ、フランクフルト
19位	ロンドン、パリ、ボストン
22位	東京、ニューヨーク、ソウル、ロサンゼルス、サンフランシスコ、モスクワ
28位	福岡、シドニー、台北
31位	サンパウロ、バロセロナ、 大阪 、ムンバイ、イスタンブール、北京
37位	メキシコシティ、上海、シカゴ、カイロ

(2013年 一般財団法人森記念財団森記念財団 都市戦略研究所)

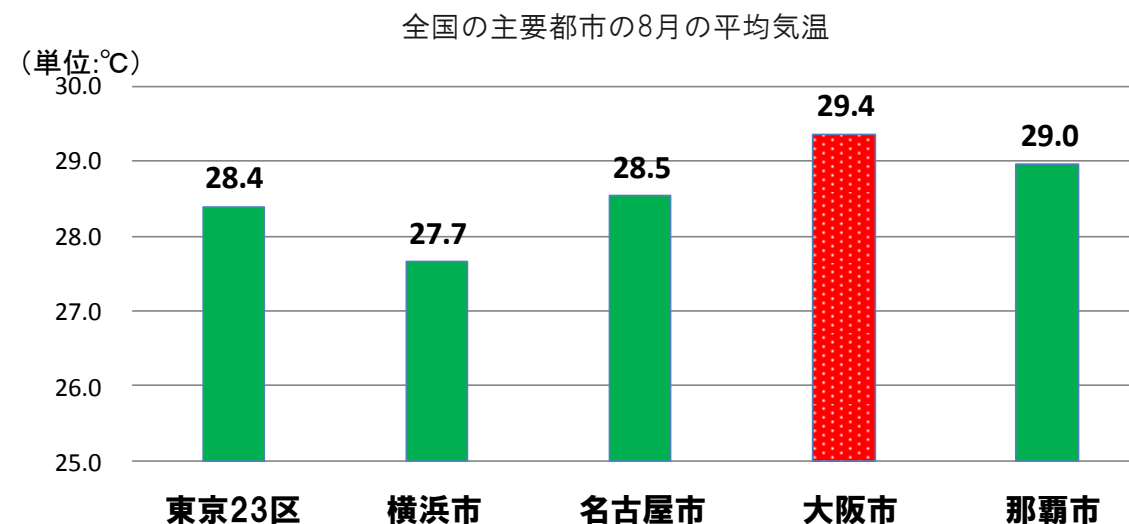
◆大阪のみどりは少ない

府域の一人あたりの公園面積は、全国一少なく、大阪市の緑被率は、主要都市の中で最低水準です。



◆大阪市のヒートアイランド現象は、全国の主要都市と比較して顕著であり、その緩和が急務

8月の平均気温は、那覇よりも高く、主要都市の中で一番高い状況です。



※気象庁発表の8月の月平均値の2009～2013年の5カ年平均

3 検討の方向性と抽出される課題

(1) 3つの基本テーマと方向性

今回の検討では、将来にわたって府民がその恩恵を享受できるよう、森林の多面的機能の維持・増進、都市の緑化による地域の魅力の向上等について、3つの基本テーマに沿って課題を抽出し、その方向性を示すものとします。

① 自然災害から府民の暮らしを守る〔7頁詳述〕

自然災害の防止等について、既存の施策では対応できていない緊急課題に対応し、府民の安全・安心な暮らしを創出します。

② 健全な森林を“次世代”へつなぐ〔8頁詳述〕

森づくりについて、林業経営が見込めるエリアに限定して、林業の自立化を支える基盤づくりと人材育成などにより、健全な森林を次世代に引き継ぎます。

③ みどりの充実により魅力ある大阪を創出する〔9頁詳述〕

都市のみどりについて、暑熱対策としての緑陰の創出や市街地内の樹林地・農地の保全・活用などに新たに取り組むことで、生活環境を改善するとともに、都市の魅力を向上させます。



整備された森林（天然林）
（交野市の事例）



整備された森林（人工林）
（和泉市の事例）



まちの魅力を高める緑陰空間
（門真市の事例）

① 自然災害から府民の暮らしを守る

ア 土石流等の自然災害発生の危険性が増大

- ・集中豪雨が増加し、土石流等による自然災害の発生頻度の高まりと、崩壊発生時の流木による河川の閉塞など下流被害の拡大が懸念されます。
- ・とりわけ、都市と森林が隣接する大阪では、自然災害の予防が緊急の課題となっています。
- ・崩壊土砂流出危険地区のうち、特に危険度が高い溪流は174地区ありますが、そのうち40地区※で治山事業が未着手となっています。

※保全対象20戸以上

イ 府県間道路等の通行の安全確保

- ・広葉樹の高齢化に伴い、ナラ枯等の病虫害が増加しており、枯損木による倒木被害が懸念されます。
- ・放置された竹林の面積は、この20年間に約1.7倍の2,700ha(H19年)に拡大しており、周辺森林を枯らしたり、道路等への倒伏被害が懸念されます。
- ・国道・府道等に隣接する森林においても、ナラ枯れや放置竹林が増加しています。



豪雨時の流木
(千早赤阪村の事例)



ナラ枯れ発生
(交野市の事例)



竹林の拡大
(高槻市の事例)

② 健全な森林を“次世代”へつなぐ

ア 持続的な森づくり

- ・府域の森林の約4割を占めるスギ・ヒノキの人工林については、間伐等の林業生産活動を通じて健全な森づくりを図り、森林の持つ多面的機能を維持・増進することが重要です。
- ・しかしながら、長年にわたる木材価格の低迷や林業就業者の減少・高齢化の進行など、林業を取り巻く情勢は厳しく、森林所有が小規模・分散型という不利な条件もあって、適切に手入れがなされない人工林が増加しています。
- ・人工林が保育期から伐採可能な収穫期に移行しつつある中で、今後、林業経営の集約化や木材を搬出するためのインフラ整備など、木材を低コストで安定的に供給できる体制を整えることが、これまで以上に必要です。
- ・林業経営の自立化により、持続的な森づくりを図るためには、府内産木材の生産から利用までの流れを作り出すことが重要であることから、木材流通をコーディネートできる人材を育成し、川上から川下までの連携を進めることが必要です。

イ 子どもの発達段階に応じた「木育」

- ・府民の貴重な財産であるみどりを将来に渡り保全・活用するためには、府民の理解及び協働が不可欠です。
- ・幼児期に直接体験し感性を磨き、学齢期に知識、技術の学習を行うことで、成人期の参加、行動につながることから、幼児期からみどりの理解者を増やす「木育」の普及や環境教育が重要です。



手入れが遅れた人工林
(和泉市の事例)



荒廃した作業道
(能勢町の事例)



保育所等における内装木質化
(門真市の事例)

③ みどりの充実により魅力ある大阪を創出する

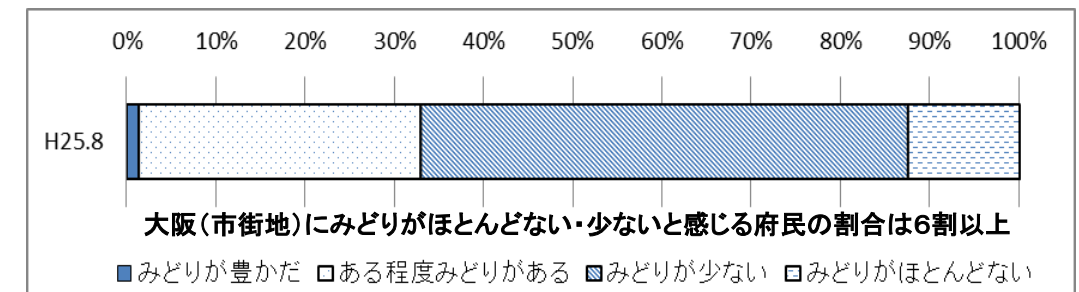
ア 緑陰の創出等、都市のみどりの充実が急務

- ・半数以上の府民は、みどりが少ないと感じており、中心市街地等において、多くの府民や来阪者が目にし、実感できる良質なみどりのまち並みの創出が急務です。
- ・大阪の年間平均気温は、100年間に2.1℃上昇（全国平均1.0℃）するなど、ヒートアイランド現象が顕著です。
- ・平成25年の熱中症等による府内の救急搬送者数は、4,000名を超え、近年増加傾向です。
- ・暑熱対策としての緑陰の創出等、涼しさを感じる沿道の緑化促進が急務です。
- ・都市緑化の推進により新たな緑地の創出に加えて、市街地に残る樹林地や農地等の貴重なみどりを保全することが急務です。

イ 都市のみどりと周辺山系のみどりを一体的に捉え、大阪の魅力アップ

- ・大阪の街を取り囲む周辺山系は、まちの景観を形成するみどりの借景として効果を発揮しています。
- ・また、わずか30分程度で山の麓にアクセスできる立地特性を活かすため、全長 280kmある長距離自然歩道や府民の森 9 園地等の機能の向上とともに、山の麓からのアクセス性を向上させる必要があります。

府政モニターアンケートによる府民意識調査結果（H25年8月）



街の風格を高め 暑熱対策にも有効な緑陰空間
(枚方市の事例)



ダイヤモンドトレール



府民の森 なるかわ園地

4 新たな対策

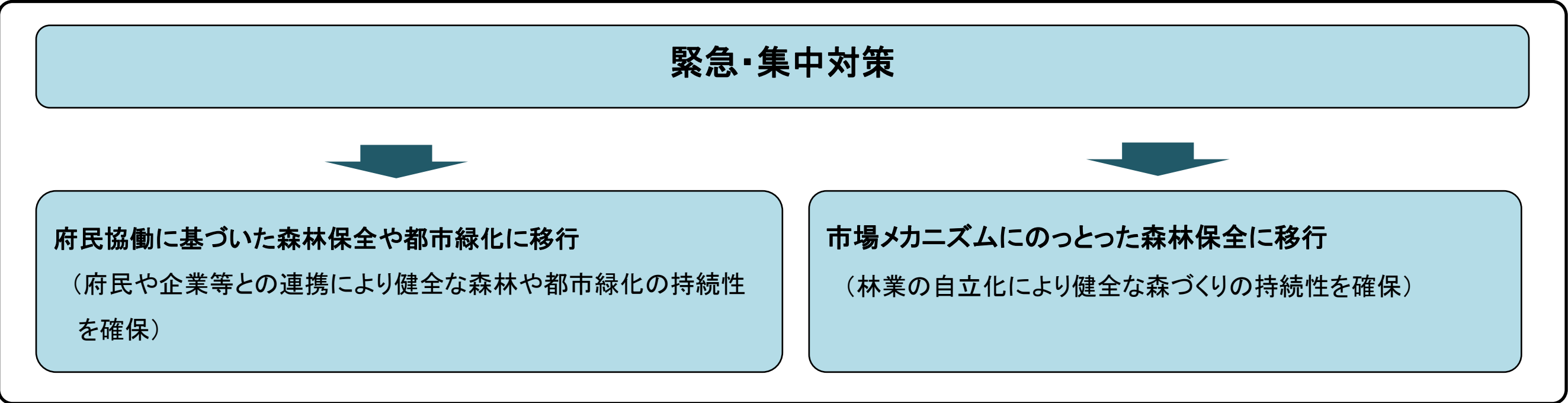
(1) 基本的な考え方

森林の保全や都市のみどりの創出については、3つの基本テーマの取組みの中で、既存事業にない新たな対策で緊急的かつ集中的に講じるものに限定し、対策後は、府民協働の取組みや市場メカニズムにのっとった体制に移行することを目指します。

➤ 基本テーマ

①自然災害から府民の暮らしを守る	②健全な森林を“次世代”へつなぐ	③みどりの充実により魅力ある大阪を創出する
自然災害の防止等について、既存の施策では対処できていない緊急課題に対応し、府民の安全・安心な暮らしを創出します。	森づくりについて、林業経営が見込めるエリアに限定して、林業の自立化を支える基盤づくりと人材育成などにより、健全な森林を次世代に引き継ぎます。	都市のみどりについて、暑熱対策としての緑陰の創出や市街地内の樹林地・農地の保全・活用などに新たに取り組むことで、生活環境を改善するとともに、都市の魅力を向上させます。

➤ 施策を行う上での基本的な考え方



(2) 緊急かつ集中的に講じる対策

4 新たな対策

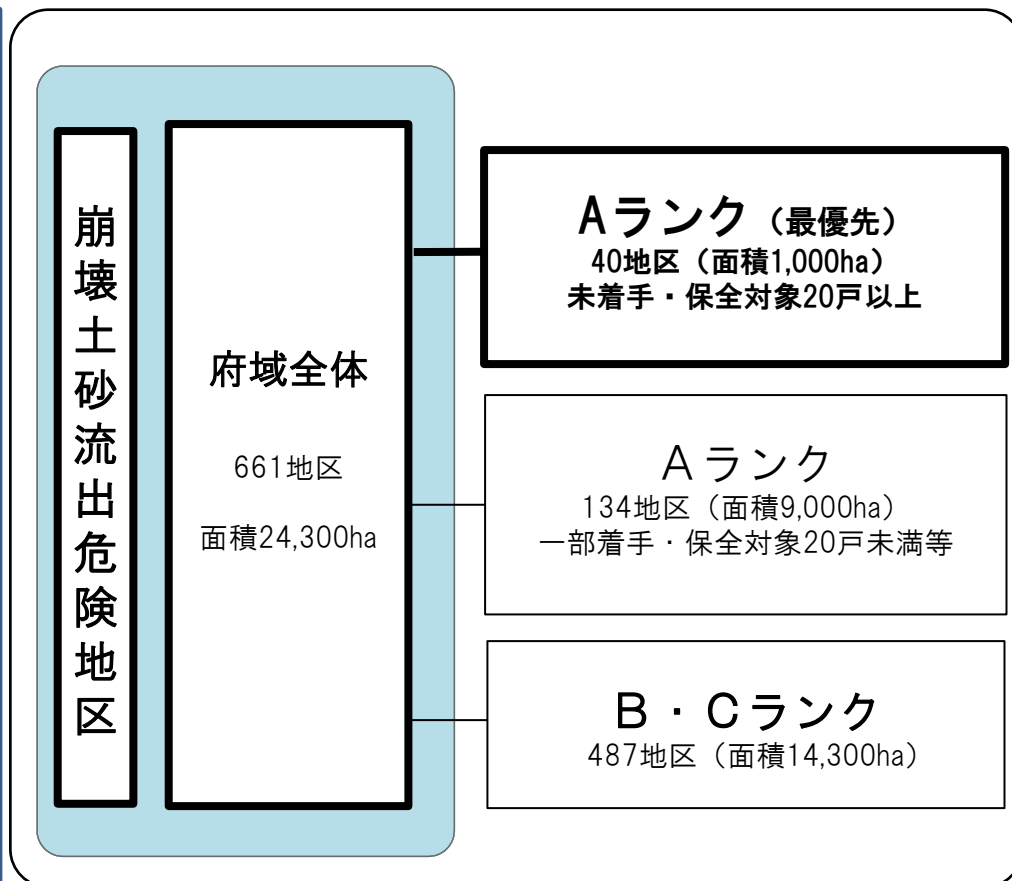
※事業規模等は、検討会議で施策の方向性を示すために、一定の前提のもとに想定したものです。

① 自然災害から府民の暮らしを守る

危険渓流や公道周辺の森林の健全化を図り、森林の多面的機能を維持・増進することにより、府民の生命・財産や車両通行の安全を確保します。

緊急かつ集中的に対策を講じる区域・箇所

崩壊土砂流出危険地区の「Aランク（特に危険な箇所）」における流木対策による災害の未然防止



対策内容

集中豪雨の増加により緊急に対策が必要



豪雨時の流木

新たな対策

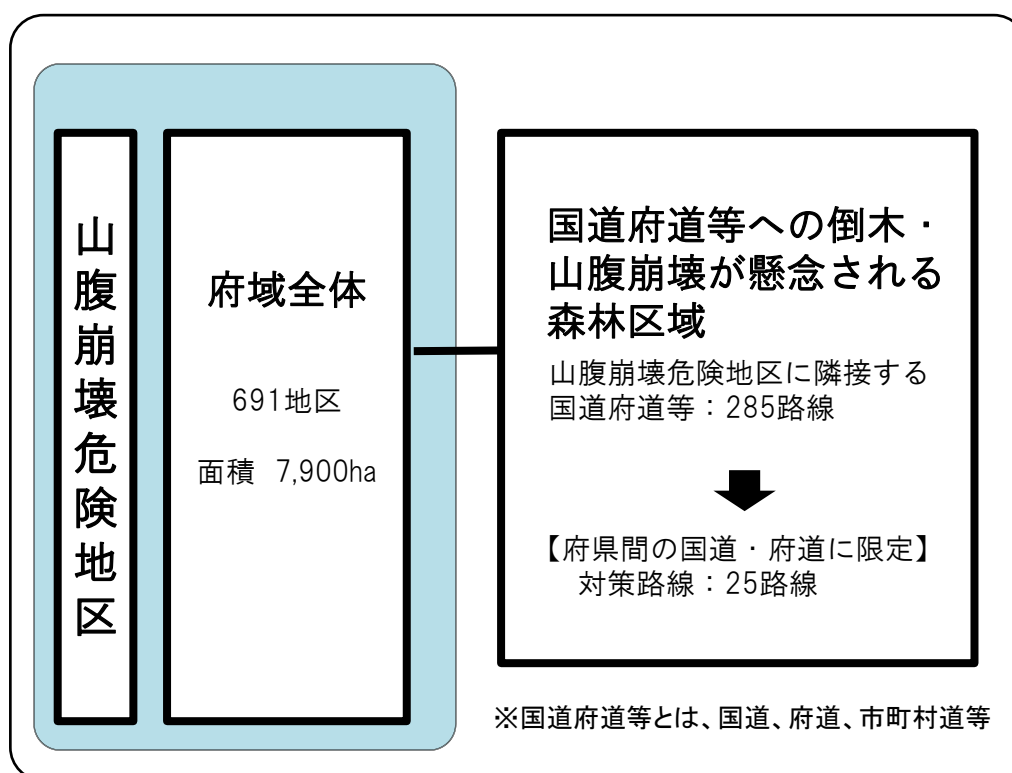
○予防的な整備が進んでおらず、危険度が高い渓流を対象として、流木対策や減災対策等の新たな対策を講じます

■既存事業との比較

区 分		既存事業	新たな対策
危険渓流の 流木対策	簡易流木防止工		○
	治山ダム工	○	
	森林整備（間伐）	○	
	簡易木製土留		○
	倒木等伐採・搬出		○
森林の 機能強化	環境林誘導		○
	木柵工		○
	管理用歩道設置		○
減災 対策	地域連絡協議会、ハザードマップ作成		○
効果 検証	森林機能のモニタリング		○

【事業規模】40地区（面積：1,000ha）

山腹崩壊危険地区の植生の健全化による防災機能の向上



対策内容

森林病虫害の拡大、放置竹林の拡大により緊急に対策が必要

○府県間を連絡する国道・府道等の周辺森林を対象として、病虫害の被害を受けた森林や放置された竹林の健全化を図る新たな対策を講じます

■既存事業との比較

区 分		既存事業	新たな対策
ナラ枯れ対策	被害木除去	○	
	被害地樹種転換		○
	予防的伐採		○
	伐採木搬出		○
放置竹林の対策	竹林伐採		○
	樹種転換		○
	拡大防止柵設置		○
	管理用歩道設置		○

【事業規模】ナラ枯れ対策200箇所（100ha）
放置竹林対策40箇所（50ha）

② 健全な森林を“次世代”へつなぐ

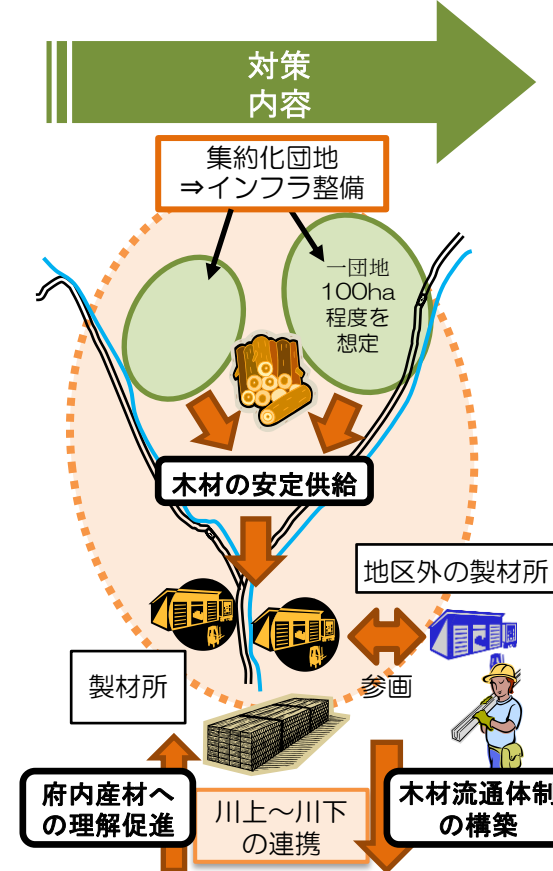
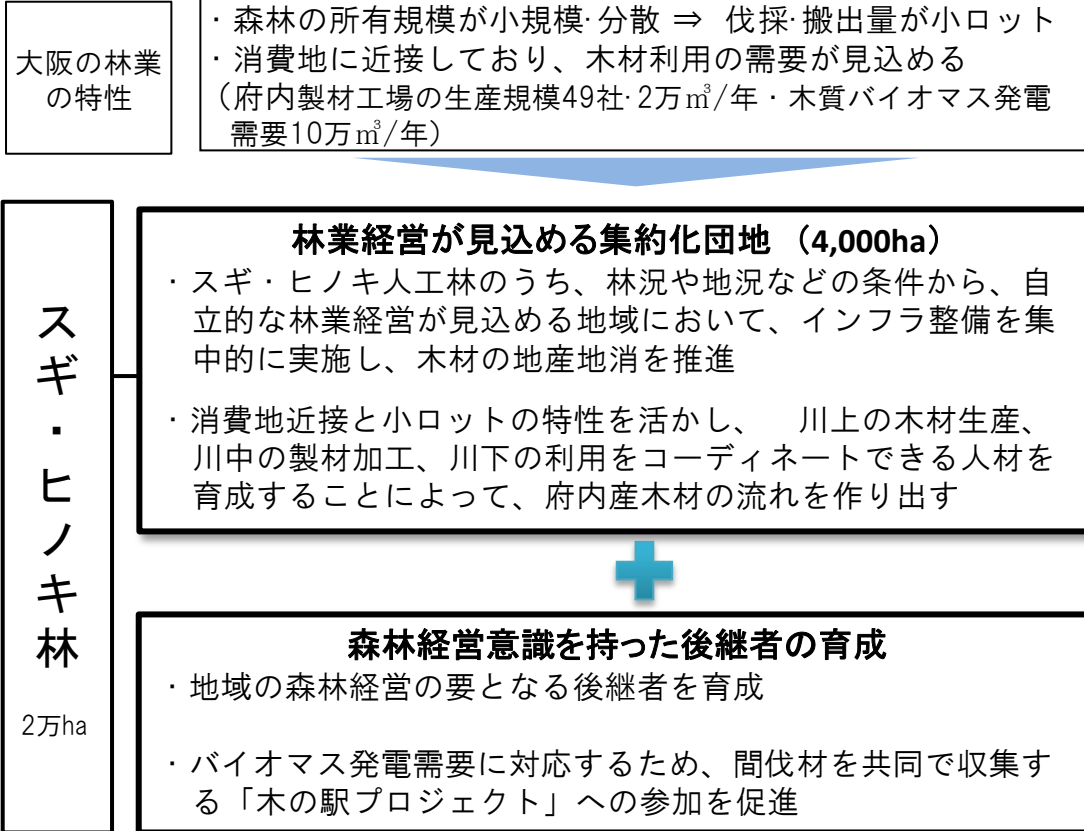
※事業規模等は、検討会議で施策の方向性を示すために、一定の前提のもとに想定したものです。

林業の基盤となる基幹的な作業道の耐久性向上や土場の確保とともに、森林経営に関わる人材育成や木育を通じた府民理解の向上等により、林業の自立化を図り、森林の持つ多面的機能を持続的に維持・増進します。

緊急かつ集中的に対策を講じる区域・箇所

新たな対策

インフラ整備と人材育成を通じた林業の自立化による持続的な森づくり



○インフラ整備と人材育成によって林業の自立化を促し、適正に森林を維持管理・保全するため、新たな対策を講じます

■既存事業との比較

区 分		既存事業	新たな対策
インフラ整備	間伐実施・作業道開設	○	
	基幹作業道の耐久性向上		○
	木材集積土場整備		○
人材育成	木材の生産・流通コーディネーターの育成		○
	森林経営の後継者育成		○
	作業道開設オペレーターの育成等	○	

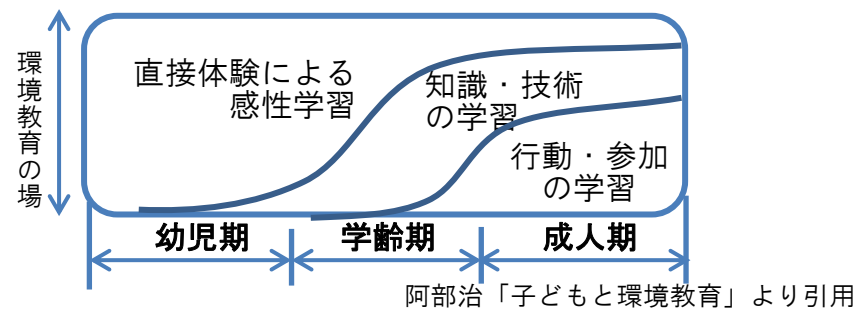
【事業規模】

- ▶ 集約化団地内の基幹作業道40路線において、舗装等の耐久性向上 20km
- ▶ 効率的な木材搬出のための集積土場を、集約化団地単位整備 40箇所

「木育」や安全・安心な暮らしの確保のための木材利用の推進による府民理解の向上

【「木育」の推進】

○森林・林業の理解者を増やし、次世代を担う子どもに木とのふれあいの場を提供するため、子育て施設等での府内産木材による内装等の木質化の推進を通じて、「木育」を普及

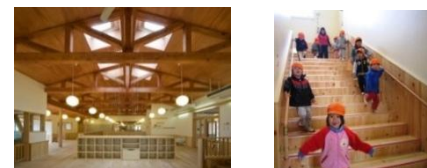


- ▶ 府内の保育所・幼稚園（1,983園）のうち、今後5年間にリフォーム時期を迎えると考えられる約3割（600園）の半数（300園）を対象

【安全・安心な暮らしの確保のための木材利用の推進】

○府民の安全・安心な暮らしの確保のための木材の有効利用として、住宅の耐震補強における間伐材の利用促進とともに、ヒートアイランド対策として効果のある、木材利用による建築物の屋上・壁面等の被覆改善を推進

対策内容



子育て施設の内装等を木質化

○木育の推進や木材利用の促進により、適正に森林を維持管理・保全するため、新たな対策を講じます

■既存事業との比較

区 分		既存事業	新たな対策
木育の推進	子育て施設の内装等木質化	（寄附）	○
	木育のリーダー育成		○
間伐材を利用した住宅の耐震補強			○
木材利用による建築物（屋上・壁面等）の被覆改善の推進			○

【事業規模】

- ▶ 府内の保育所・幼稚園の内装等の木質化 300園
- ▶ 住宅の耐震補強 50件
- ▶ 建築物の屋上や壁面等の被覆改善 50件

③ みどりの充実により魅力ある大阪を創出する

みどりの創出・活用により、ヒートアイランド現象の緩和、やすらぎ・憩いや都市景観の形成、コミュニティやにぎわいづくりなど、地域力や地域の魅力を向上させます。

緊急かつ集中的に対策を講じる区域・箇所

緑化の目標（みどりの大阪推進計画）

【平成37年度まで】

市街化区域の緑被率：20%

みどりがあると実感する府民の割合80%

目標達成のために

◆新たに緑地の創出が必要な面積
約5,000ha

◆既存の取組みによるみどりの創出面積 約1,000ha
(内訳)・建築物緑化促進制度 約300ha
・街路樹等公共整備 約100ha
・都市公園の整備 約600ha

◆市街地内の樹林地等
樹林地 約 1,300ha
生産緑地 約 2,100ha

対策実施

対策実施

緑陰創出重点エリア

多くの府民や来阪者が集う中心市街地や主要駅周辺部等、さらには人が歩き賑わう旧街道等での暑熱環境の改善に寄与する緑陰づくり

密集市街地エリア

密集市街地内等で延焼防止や地域のアメニティ向上等に寄与するみどり空間の創出

・先行買収地や老朽建築物の除却跡地
⇒防災機能や景観形成等の機能を拡充

市街化区域内のみどり保全・活用エリア

樹林地等の保全・活用によるみどり環境の向上

・市街地に残る貴重な樹林地
⇒景観や自然環境等の機能を保全・活用
・市街地に点在する生産緑地
⇒防災機能や景観形成等の機能を拡充

新たな対策

○みどりが有する防災や景観、保健休養等の多面的機能の発揮を通じて、暑熱環境の改善など、府民の安全・安心で暮らしやすい生活環境を創出するため、新たな対策を講じます

■既存事業との比較

区 分		既存事業	新たな対策
緑陰づくり	高木等が連続する緑陰空間整備		○
	建築物緑化(壁面等)・駐車場緑化		○
	緑の一里塚整備		○
	みどりの風促進区域の緑化	○	
創出でのみどり	コミュニティガーデン整備		○
	運営プラン策定、リーダー育成		○
樹林地等の保全活用	福祉・防災利用のための施設整備、景観整備		○
	市民緑地制度による樹林地等の保全・活用		○
	保全・活用プラン策定、リーダー養成		○
普及啓発	普及啓発活動、緑の現況調査		○

【事業規模】 緑陰空間整備 30地区、壁面緑化等 70件、緑の一里塚 40箇所
コミュニティガーデン整備 5地区
樹林地等の保全・活用 250箇所

○市街地の旧街道と自然歩道をつなぎ、回遊性を確保するための新たな対策を講じます

■既存事業との比較

区 分		既存事業	新たな対策
整備の充実・アクセス	アクセスルートのサイン等整備		○
	森林の景観整備		○
整備等の自然歩	長距離自然歩道改修・橋梁等の長寿命化		○
	ルート沿いの倒木予防伐採		○
普及啓発	ガイドマップ(版)作成・携帯アプリへの登録		○

【事業規模】 サイン等整備 25ルート、景観整備 30箇所
倒木予防伐採 800ha

緑陰樹等の整備による良好な都市環境の創造

みどりとの接触頻度の向上

周辺山系と市街地とを結びみどりを充実するエリア

周辺山系

自然公園：20,000ha

リンク

市街地

自然歩道

(280Km)

旧街道

アクセス道の確保

主な旧街道との連携(8街道)



連絡ルートが不十分な自然歩道と旧街道

○東海自然歩道と西国街道
○生駒縦走歩道と奈良街道
○ダイヤモンドトレールと竹内街道
○ダイヤモンドトレールと東高野街道等

(3) 対策の事業規模と効果

① 自然災害から府民の暮らしを守る

※事業規模等は、検討会議で施策の方向性を示すために、一定の前提のもとに想定したものです。

➤ 崩壊土砂流出危険地区※の「Aランク(特に危険な個所)」における流木対策による災害の未然防止 (概算費用合計30億円)

緊急かつ集中的に対策を講じる 区域・箇所		新たな対策		事業実施 主体	概算 費用	内訳(単位:億円)		ソフト 対策	事業の結果 (アウトプット)	事業の成果(効用) (アウトカム)
府域全体	区域・箇所	事業名	主な内容			府直営(事業者への補助を含む)	市町村への補助			
崩壊土砂流出 危険地区 661地区 (24,300ha)	Aランクの治山 事業未着手・保 全人家20戸以 上 40地区 (1,000ha)	危険溪流の流木対策 森林の機能強化	➤簡易土留、簡易流木防 止工、倒木等の伐採・搬 出 ➤環境林誘導、木柵工、 管理用歩道設置	大阪府	27.0	27.0	－		➤40地区(1,000ha)の森林の健 全化 ➤40地区で地区単位ハザード マップ作成・防災パトロール、防 災教室の開催 ➤自然災害に対する森林所有者 の理解促進	➤下流域の国道府道等(45路線 45地区)の保全 ➤公共施設(約220箇所)・人家 (約7,600戸(約2万人))の保全 ➤ハザードマップ等での啓発に よる安全意識の向上と避難の効 率化 ➤災害による約270億円の経済 的損失の未然防止 ※経済損失額は、復旧事業費、 廃棄物処理費、公益的機能の 損失額等により算出 ➤14河川の流域の保全
		減災意識の向上対策	➤地域連絡協議会設立 支援 ➤地域による地域単位ハ ザードマップの作成支援 ➤地域による防災パト ロールの実施 ➤防災教室の開催	大阪府 市町村	2.0	0.5	1.5	○		
		効果検証	➤流木対策、環境林誘導 病虫害対策、竹林対策等 による森林機能のモニタ リング	大阪府	1.0	1.0	－	○		

※「崩壊土砂流出危険地区」とは、山腹の崩壊や地すべり等によって発生した土砂が、土石流となって流出し、人家や公共施設等に被害を与えるおそれのある地区
(林野庁策定「山地災害危険地区調査要領」に基づき調査)

① 自然災害から府民の暮らしを守る

※事業規模等は、検討会議で施策の方向性を示すために、一定の前提のもとに想定したものです。

➤山腹崩壊危険地区※の植生の健全化による防災機能の向上 (概算費用合計10億円)

緊急かつ集中的に対策を講じる 区域・箇所		新たな対策		事業実施 主体	概算 費用	内訳(単位:億円)		ソフト 対策	事業の結果 (アウトプット)	事業の成果(効用) (アウトカム)
府域全体	区域・箇所	事業名	主な内容			府直営(事業者への補助を含む)	市町村への補助			
山腹崩壊危険 地区 691地区 同地区に隣接 する国道府道 等285路線	府県間の国道・ 府道 25路線	ナラ枯れ対策	➤被害地の樹種転換、 予防的伐採、伐採木の 搬出	大阪府 市町村	4.0	4.0	－		➤ナラ枯れ対策により200箇所 (100ha)の森林の健全化 ➤放置竹林対策により40箇所 (50ha)の森林の健全化	➤国道・府道等(25路線240箇 所)の保全 ➤約7,000万台の自動車の通行 安全確保 ➤災害による約50億円の経済 的損失の未然防止 ※経済損失額は、復旧事業費、 廃棄物処理費、公益的機能の 損失額等により算出
		放置竹林の対策	➤竹林伐採、樹種転換、 被害拡大防止柵の設置 管理用歩道の設置	大阪府 市町村	6.0	6.0	－			

※「山腹崩壊危険地区」とは、山腹の崩壊によって、土砂や倒木により人家や公共施設等に被害を与えるおそれのある地区
(林野庁策定「山地災害危険地区調査要領」に基づき調査)

① 自然災害から府民の暮らしを守る (概算費用合計40億円)

② 健全な森林を“次世代”へつなぐ

※事業規模等は、検討会議で施策の方向性を示すために、一定の前提のもとに想定したものです。

➤インフラ整備と人材育成を通じた林業の自立化による持続的な森づくり (概算費用合計8.5億円)

緊急かつ集中的に対策を講じる 区域・箇所		新たな対策		事業実施 主体	概算 費用	内訳(単位:億円)		ソフト 対策	事業の結果 (アウトプット)	事業の成果(効用) (アウトカム)
府域全体	区域・箇所	事業名	主な内容			府直営(事業者への補助を含む)	市町村への補助			
スギ・ヒノキ 人工林 20,000ha	林業経営が見 込める集約化 団地 4,000ha	インフラ整備 (川上)	▶作業道の舗装や法面 補強など基幹作業道の 耐久性向上 ▶木材集積土場の整備	林業事業 体	8.0	8.0	—		▶40路線(延長20km)の基幹作 業道の耐久性向上 ▶集約化団地単位に40箇所の木 材集積土場を整備	▶府内のスギ・ヒノキ人工林の 2割に相当する4,000haを持続 的に保全 ▶府内の製材所取扱い原木量 の4割に相当する、8,000m ³ /年を 供給 ▶府内の林業・木材産業に 25億円の経済効果 ▶バイオマスエネルギーの利用 拡大による、低炭素社会への移 行促進(940二酸化炭素トン/年 の低減効果)
		人材育成 (川上と川下をつなぐ役 割)	▶木材の生産・調整を コーディネートできる人材 の育成 ▶地域の森林経営の要 となる後継者の育成	大阪府	0.5	0.5	—	○	▶木材の生産・流通コーディネ ーター5人育成 ▶森林経営の後継者50人 育成	▶地産地消の取組みを進める ことにより、身近な森林や環境 の恵みに対する府民の理解が 深まり、安全・安心の意識が向 上

② 健全な森林を“次世代”へつなぐ

※事業規模等は、検討会議で施策の方向性を示すために、一定の前提のもとに想定したものです。

➤ 「木育」や安全・安心な暮らしの確保のための木材利用の推進による府民理解の向上

(概算費用合計8.5億円)

緊急かつ集中的に対策を講じる 区域・箇所		新たな対策		事業実施 主体	概算 費用	内訳(単位:億円)		ソフト 対策	事業の結果 (アウトプット)	事業の成果(効用) (アウトカム)
府域全体	区域・箇所	事業名	主な内容			府直営(事業者への補助を含む)	市町村への補助			
保育所・幼稚園 1,983園	保育所・幼稚園 300園	木育のリーダーの育成 (川上と川下をつなぐ役割)	➤内装等の木質化を実施した幼稚園・保育所の保育士や、施工した工務店を木育のリーダーとして育成	大阪府	0.5	0.5	—	○	➤木育のリーダーのべ600人を育成	➤直接木に触れる環境や木育のリーダー等の活動により、12万人の園児や保護者の木材に対する理解を普及 ➤4万人の園児に良好な育成環境を提供
		子育て施設の内装等の木質化 (川下)	➤府内の幼稚園・保育所の内装等をおおさか材で木質化	学校法人、社会福祉法人、市町村等	6.0	6.0	—		➤300園の内装等を木質化 ➤おおさか材600m ³ (原木換算で1,000m ³)の消費	
市街地	大阪府地域防災計画に定める広域緊急交通路に近接し、耐震化が必要な一般木造住宅	木造住宅の耐震補強における間伐材の利用促進	➤耐震化を図る必要がある建築物のうち、間伐材を利用した耐震補強について助成	民間事業者等	2.0	2.0	—		➤間伐材を利用した住宅の耐震補強を50件実施 ➤建築物の屋上や壁面等の被覆改善を50件実施(緑陰空間の創出と併せてヒートアイランド対策に資する木材による建築物の被覆改善のモデル事例をつくる)	➤広域緊急交通路の安全確保 ➤ヒートアイランド対策への取り組み手法の拡大
	大阪府ヒートアイランド対策推進計画における優先対策地域	建築物(屋上・壁面等)の木材利用による被覆改善の促進	➤建築物の木材被覆への助成						➤おおさか材400m ³ (原木換算で700m ³)の消費	

② 健全な森林を“次世代”へつなぐ (概算費用合計17億円)

③ みどりの充実により魅力ある大阪を創出する

※事業規模等は、検討会議で施策の方向性を示すために、一定の前提のもとに想定したものです。

➤ 緑陰整備等による良好な都市環境の創造

(概算費用合計37.8億円)

緊急かつ集中的に対策を講じる 区域・箇所		新たな対策		事業実施 主体	概算 費用	内訳(単位:億円)		ソフト 対策	事業の結果 (アウトプット)	事業の成果(効用) (アウトカム)
府域全体	区域・箇所	事業名	主な内容			府直営(事業者への補助を含む)	市町村への補助			
市街地	緑陰創出重点 エリア(30地区)	緑陰づくり	➤ 高木等が連続する緑陰空間整備(既存街路樹のグレードアップを含む)	大阪府 市町村	31.3	1.3	30.0		➤ 中心市街地や主要駅周辺等に緑陰空間を創出(30地区)	➤ 1日当たり100万人以上の府民が目にし、真夏でも安心して快適に緑陰を歩くことができる(緑被創出面積100ha)
	・中心市街地や主要駅周辺部等、市町が重点的に緑化に取り組むエリア		➤ 建物緑化(壁面等)・駐車場緑化への助成	大阪府 市町村	2.2	2.2	—		➤ 緑陰空間の創出と併せて連続した緑化空間を創出(70件) ➤ 制度化を見据えた駐車場緑化モデルの整備	➤ 緑陰により真夏でも「快適」な環境を中心市街地や駅前30箇所で創出(日なたに比べ木陰では、日中、体感温度が6.0℃低下) ➤ 街中にみどりが豊か・ある程度あると感じる府民の割合を10%増やす。 ➤ 街路に緑陰が創出されることにより、街路歩行者が増え、街のにぎわいが増し、街の景観の印象を良くする効果が期待できる ➤ 屋外での熱中症発生患者数(平成25年度4,113人大阪府調べ)の減少が期待される
	・旧街道主要8街道		➤ 緑の一里塚整備 ・新たな緑空間の創出 ・神社・史跡・公園等の既存のみどりを活用した憩いと癒しの場の整備	大阪府 市町村	1.2	1.2	—		➤ 15箇所で高木植栽 ➤ 25箇所でポケットパーク整備 ➤ サイン整備	➤ 旧街道主要8街道において新たな緑空間及び既存のみどりを活用した憩いと癒しの場の創出

③ みどりの充実により魅力ある大阪を創出する

※事業規模等は、検討会議で施策の方向性を示すために、一定の前提のもとに想定したものです。

緊急かつ集中的に対策を講じる 区域・箇所		新たな対策		事業実施 主体	概算 費用	内訳(単位:億円)		ソフト 対策	事業の結果 (アウトプット)	事業の成果(効用) (アウトカム)
府域全体	区域・箇所	事業名	主な内容			府直営(事業者へ の補助を含む)	市町村への補助			
市街地	密集市街地エ リア	密集市街地内におけ る空地を活用したみど り創出	▶道路の先行買収地、老 朽建築物の除却跡地を活 用したコミュニティーガー デン整備 ▶コミュニティーガーデン の運営プラン策定、リー ダー育成	市町村	0.3	—	0.3	○	▶5地区でコミュニティーガーデン の整備及びリーダー育成	▶密集市街地におけるみどり空 間の確保による災害に強いまち づくりに寄与 ▶みどりづくりを通じたコミュニ ティーの活性化
	市街化区域内 のみどり保全・ 活用エリア (樹林地・農 地)	樹林地等の保全・活用 によるみどり環境の向 上	▶市民緑地制度による樹 林地等の保全・活用 ▶緑地の保全・活用プラン の策定・リーダー育成 ▶農地の福祉・防災利用、 景観整備	市町村	1.0	—	1.0	○	▶250箇所で市民が利用できる みどり空間整備及びリーダー育 成(散策路、高齢者や児童等の 農業体験フィールド、災害時の一 時避難地等の整備)	▶身近な樹林地等100haを保 全・活用 ▶樹林地等の保全・活用による 良好な居住環境の確保
		緑づくりの府民運動の 展開に向けた普及啓 発	▶普及啓発活動 ▶緑の現況調査	大阪府 市町村	1.8	0.3	1.5	○	▶府域の全小学生向けの啓発冊 子の配布(8万人)・出前講座の 実施 ▶緑化セミナー開催 ▶施策のPDCAのため緑化活動 を含め、府域のみどりの現況をリ アルタイムで把握(毎年モニタリ ング調査を実施)し公表する	▶府民の緑化の理解向上、緑 化意欲の醸成

③ みどりの充実により魅力ある大阪を創出する

※事業規模等は、検討会議で施策の方向性を示すために、一定の前提のもとに想定したものです。

➤都市から山への回遊性確保によるみどりとの接触頻度の向上

(概算費用合計5.2億円)

緊急かつ集中的に対策を講じる 区域・箇所		新たな対策		事業実施 主体	概算 費用	内訳(単位:億円)		ソフト 対策	事業の結果 (アウトプット)	事業の成果(効用) (アウトカム)
区域・箇所		事業名	主な内容			府直営(事業者へ の補助を含む)	市町村への補助			
自然公園 周辺山系への アクセス道	長距離自然歩 道 旧街道(8街道) からのアクセス 道25ルート	・旧街道～長距離自然 歩道アクセスの充実・ 整備 ・彩のある森林景観の 創出 ・長距離自然歩道の拠 点施設の長寿命化	▶アクセス道25ルートで サイン等整備 ▶彩のある森林空間の整 備30箇所(植栽本数 1,500本) ▶長距離自然歩道の改修 及び拠点施設の長寿命化 ▶長距離自然歩道におけ る倒木予防伐採800ha	大阪府 市町村	5.1	3.9	1.2		▶25ルート・約150kmのアクセス 道において利用者の安全な誘導 を確保 ▶30箇所約2haの彩のある森林 空間を創出 ▶長距離自然歩道約280kmにお いて利用者の安全を確保 ▶橋梁を中心とした施設長寿命 化により約20年の延命	▶年間の長距離自然歩道利用 者数約50万人の増加 (300万人→350万人) ▶長距離自然歩道利用者 約350万人の安全を確保 ▶施設の長寿命化による事業 費の縮減額約3億円
		普及啓発	▶ガイドマップ(版)作成 ▶携帯アプリ(ふらっと案 内)に登録	大阪府	0.1	0.1	—	○	▶ガイドマップの販売 ▶観光資源としての利用促進	

③ みどりの充実により魅力ある大阪を創出する (概算費用合計43億円)

5 新たな対策の財源

(1) 既存の一般財源の限界性

- 既存の森林保全や都市緑化の予算は、年々減少しています。また、大阪府の財政状況の将来の見通しにおいても、収入が支出よりも不足することが見込まれています（22頁参照）。このような状況を踏まえると、緊急的かつ集中的に実施が必要な新たな対策の財源として確保できないおそれがあります。

(2) 既存の民間資金の不安定性

- 既存の森林保全・都市緑化施策において民間資金等を活用（23頁参照）していますが、使用料収入やみどりの基金への寄附は、特定の者が任意に行うものであり、新たな対策の財源として見込むことは不安定であり、そのボリュームも大幅に不足しています。

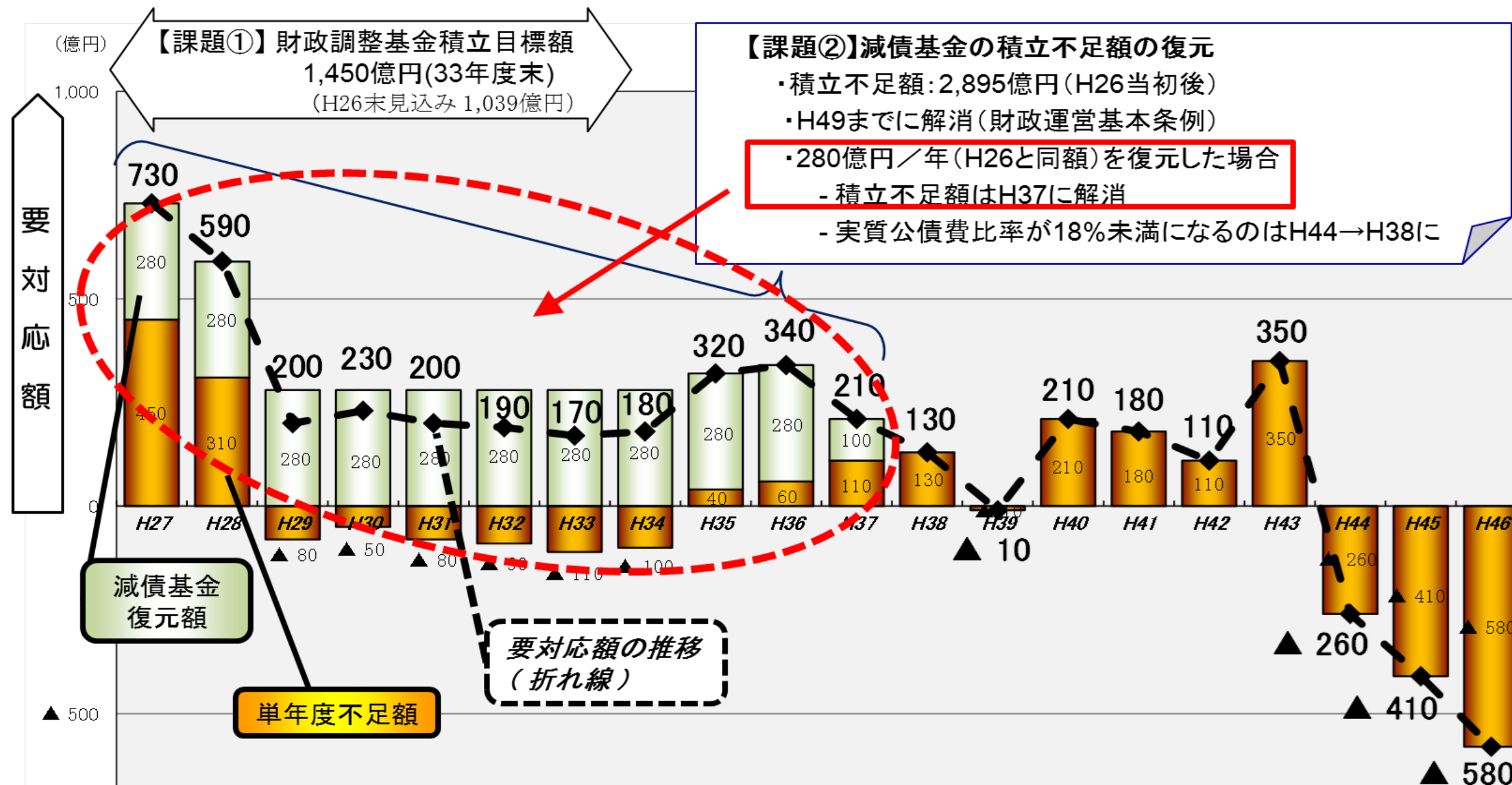
(3) 新たな対策の財源

- 既存の一般財源や民間資金等の状況を踏まえると、新たな対策の財源を安定的に確保するという観点、また、新たな対策の受益が広く府民に提供され、府民全体で負担を分かち合うという観点から、新たな税に求めることが考えられます（24頁参照）。
- 全国35県が県民税の均等割の超過課税により森林保全等の施策に充当されているように（25頁参照）、大阪府においても府民税均等割の超過課税を基本に検討を深める必要があります。
- 府民の理解を得るためにも透明性を持った各プロセスの仕組みを構築し、そこに府民が参加できるスキームが必要です。
- ネーミングライツなどによる新たな民間資金等の活用や入山料等の受益者負担を検討し、財源を確保する努力も重要です。

参考①：大阪府の財政状況

○平成27年度以降においても過去の減債基金からの借入れを計画的に復元していくなど、多額の収支不足額（要対応額）が見込まれます。

将来の見通し（財政状況に関する中長期試算）【26年2月版】



〔※臨時財政対策債等の元利償還に係る基準財政需要額算入額のH37以降の減少については、今回から試算に反映〕

(出所)大阪府財政課「財政状況に関する中長期試算[粗い試算]」

参考②：既存の森林の保全・都市の緑化施策の民間資金等の活用状況

○大阪府の事例は、1年あたりの平均的な金額を記載しています。

森林の保全

都市の緑化

大阪府の事例		
項目	収入額	用途等
【使用料等】 府民の森 キャンプ場、駐車料金等	約4,600万円/年	府民の森の維持管理等に充当
【アドプトフォレスト】 企業参加の森づくり	(約1,000万円相当/年)	社員ボランティア等による森林整備
【寄附】 みどりの基金 (残高約4億円)	約1,100万円/年	民間による緑化活動の推進
(企業とのタイアップ事業)	(内数) 約900万円/年	15社(平成25年度末現在)
樹木、苗木、種	(約3,300万円相当/年)	府有施設・促進区域の民有地の緑化
【広告事業】 リーフレットへの企業広告掲載	約10万円/回	既存の一般財源に充当
【ネーミングライツ方式※】 緑化拠点整備	(約8,000万円相当)	ウェルカムガーデン新大阪 「大阪花屏風」 (大阪市淀川区)
	(計画中)	(仮称) シンボルグリーン 東梅田(大阪市北区)

※緑化施設の計画、整備、維持管理、事業期間終了時の撤去等を条件に、整備した緑化施設に企業名・商品名を載せた名称をつけることができる(府は土地所有者と企業をコーディネート)

全国の主な事例

【ネーミングライツ】		
徳島県	徳島県立神山森林公園イルローザの森	1,500万円(5年間)
山梨県	山梨市水口市有林(ライオン山梨の森)	500万円(5年間)
滋賀県	滋賀県県民の森(滋賀日産リーフの森)	300万円(5年間)
【入山料(協力金)】		
青森県	森林環境整備協力金 (白神山地入山者500円)	509万円(2012年度)
静岡県 山梨県	富士山保全協力金 (5合目より上を目指す登山者1,000円)	1,497万円(2013年度)
滋賀県	伊吹山環境保全協力金 (伊吹山入山者300円)	試験導入(2014年度)
鹿児島県	屋久島山岳部保全募金 (屋久島への入山者500円)	1,983万円(2012年度)
【寄付】 全国17都府県・260市町(計288件)で都市緑化に関する基金を設置(H24末現在) ※国交省データ(緑の東京募金を除く。)		
○主な都市の基金と寄附金額		
東京都	緑の東京募金(残高約5億円)	5,000万円(2012年度)
東京都	都市緑化基金(残高約27億円)	1,950万円(2013年度)
神奈川県	かながわトラストみどり基金(残高約76億円)	4,100万円(2013年度)
愛知県	都市緑化基金(残高約8億円)	250万円(2013年度)
【クラウドファンディング】		
鎌倉市	観光ルート板設置の資金を調達	(10基分100万円を募集)
岡山県	西栗倉村共有の森ファンド (高性能林業機械の導入に活用)	4,940万円(2009～10年)
【PFI事業】		
横須賀市	長井海の手公園「ソレイユの丘」(公園建設)	約10年間
茅ヶ崎市	(仮称)柳島スポーツ公園(公園建設)	約20年間
【CSR】		
山梨県	空と土プロジェクト(三菱地所グループ) 間伐などの保全活動を行っている森林から産出される木材を自社で販売する住宅に使用。	

※出展：各自治体ホームページより

参考③：課税自主権の活用と府民の参画機会の確保

1 財源確保のための具体的手法

➤ 課税自主権の活用

区 分	特 徴
①新税の創設（法定外税） ※ 内容を条例で定めることのできる税 ・ 用途を限定しない ⇒ 法定外普通税 （例：核燃料税（11県）） ・ 用途を限定する ⇒ 法定外目的税 （例：産業廃棄物税27道府県・宿泊税（東京））	○ 負担者、税率、徴収方法、徴税システムなど、新たな仕組みを構築する ※ 新たな仕組みの構築に伴い、新たな徴税のためのシステム改修などの導入コストが必要
②既存の税の超過課税 ※ 地方税法に標準税率が定められている税について、標準税率を超えた税率で課税 （例：道府県民税、事業税、不動産取得税、自動車税等）	○ 負担者、徴収方法、徴税システムなど、既存の仕組みを活用し、税率を変更する ※ 新たな仕組みの構築が不要であり、徴税のためのシステム改修など導入コストを抑えることができる ※ 全国35県が県民税の均等割の超過課税により森林保全等の施策に充当

2 府民の参画機会の確保

- 森林の多面的機能の維持・増進、都市の緑化による地域の魅力を向上させるために、緊急かつ集中的に事業を実施するものであり、これらの受益は、広く府民が享受する
- 森林の保全やみどりの創出に関する府民の理解を深めるため、透明性を持った各プロセスの仕組みを構築し、そこに府民が参加できるスキームが必要

➤ 住民の参加 （他県の森林環境税の先行事例より）

住民が税制の決定プロセスから事後評価まで一貫して参加する。

透明性を担保するための基金化

税金については、基金として積み立て、新たな対策に充当する。
また、税金の用途について透明性を確保することが可能。

事業計画への参画

事業の計画・運用に際し、府民の参加を求め、意見を反映する仕組みをつくる。

事業効果検証への参画

事業の効果検証に際し、府民の参加を求め、意見を反映する仕組みをつくる。

参考④：他県の森林環境税導入状況

番号	県名	税の名称(通称)	議決 時期	導入 時期	超過課税の状況				収入後 の管理	H26税収額 見込み(億円)		
					税目	個人	法人	期間				
1	高知県	森林環境税	H15.2	H15.4	県民税 (個人:均等割) (法人:均等割)	500円	500円	5年間	基金	1.7		
2	岡山県	おかやま森づくり県民税	H15.11	H16.4			5%増			基金	5.6	
3	鳥取県	森林環境保全税	H16.3	H17.4					700円		7%増	基金
4	鹿児島県	森林環境税	H16.6							500円		
5	島根県	島根県水と緑の森づくり税	H16.12						1,000円		10%増	基金
6	愛媛県	森林環境税				H17.3				800円		
7	山口県	やまぐち森林づくり県民税	H18.4	500円			5%増	基金	4.0			
8	熊本県	水とみどりの森づくり税				H17.6			800円	11%増	基金	4.8
9	福島県	森林環境税	H19.4	1,000円			10%増	基金				10.7
10	兵庫県	県民緑税				H18.12			500円	5%増	基金	24.0
11	奈良県	森林環境税	H19.6	500円			5%増	基金				3.5
12	大分県	森林環境税				H19.11			500円	5%増	基金	3.2
13	滋賀県	琵琶湖森林づくり県民税	H17.6	800円			11%増	基金				6.4
14	神奈川県	水源環境保全・再生のための個人県民税 の超過課税措置(水源環境保全税)	H17.10	H19.4	県民税 (個人:均等割・所得割)	均等割:300円 所得割:0.025%増		5年間	基金	39.0		
15	岩手県	いわての森林づくり県民税	H17.12	H18.4	県民税 (個人:均等割) (法人:均等割)	1,000円	10%増	5年間	基金	7.1		
16	静岡県	森林(もり)づくり県民税				H19.4	400円			5%増	基金	9.7
17	和歌山県	紀の国森づくり税	H18.3	500円		5~10%増	基金					2.7
18	宮崎県	森林環境税	H18.6	1,000円						10%増	基金	2.9
19	富山県	水と緑の森づくり税	H18.12	H19.4		500円	5%増			基金	3.7	
20	山形県	やまがた緑環境税									H19.6	500円
21	石川県	いしかわ森林環境税	H19.12	H20.4		1,000円	10%増	基金		3.7		
22	広島県	ひろしまの森づくり県民税								H20.3	H21.4	500円
23	長崎県	ながさき森林環境税	H22.3	H23.4		500円	5%増	基金				
24	福岡県	森林環境税								H23.10	H24.4	500円
25	栃木県	とちぎの元気な森づくり県民税	H23.12	H25.2		500円	5%増	基金				
26	秋田県	秋田県水と緑の森づくり税								H25.3	H26.4	500円
27	茨城県	森林湖沼環境税	H26.4	H27.4		500円	5%増	基金				
28	長野県	長野森林づくり県民税								H27.4	H28.4	500円
29	佐賀県	佐賀県森林環境税	H28.4	H29.4		500円	5%増	基金				
30	愛知県	あいち森と緑づくり税								H29.4	H30.4	500円
31	宮城県	みやぎ環境税	H30.4	H31.4		500円	5%増	基金				
32	山梨県	森林及び環境保全に係る県民税								H31.4	H32.4	500円
33	岐阜県	清流の国ぎふ森林・環境税	H32.4	H33.4		500円	5%増	基金				
34	群馬県	ぐんま緑の県民税								H33.4	H34.4	500円
35	三重県	みえ森と緑の県民税	H34.4	H35.4		500円	10%増	基金				

超過税額

【個人】	35県
400円	1
500円	20
700円	3
800円	3
1000円	6
1200円	1
その他	1

【法人】	34県
5%増	19
7%増	3
8%増	1
10%増	8
11%増	1
その他	2

6 これまでの検討の総括

本検討会議では、府域の森林や都市の緑化にかかる深刻な現状を踏まえ、新たな対策やその財源のあり方について議論を重ねてきました。

森林率や緑地の占める割合がいずれも全国で最低水準であることに加え、都市と森林が近接し、自然災害への対応が求められる大阪であるからこそ、緊急かつ集中的により一層の対策を講じることが必要です。そこで、森林の保全と都市の緑化にかかる新たな施策の方向性と、その財源について「今後、府民税均等割の超過課税を基本に検討を深める必要がある」とのとりまとめに至ったところです。

今後、本検討会議での議論を踏まえ、大阪府として方向性を決めることとなりますが、その際には、多くの府民の声を聴くとともに、府民の安全を守ることはもとより、併せて、健全な森を次世代に引き継ぐことや都市のみどりを充実させることについても、しっかりと取り組み、その受益が広く府民に行き渡るように配慮することが重要です。

さらに、府民の理解・協力を得るためにも、施策の計画から事後の評価まで、府民協働のもとに取り組む必要があります。

今後、大阪府においては、今回の中間とりまとめの内容について十分に検討していただくとともに、本検討会議としてもその状況を踏まえ、引き続き議論を深めてまいります。

7 検討会議の開催状況等

(1) 委員名簿

氏名	所属	備考
増 田 昇	大阪府立大学大学院 生命環境科学研究科 研究科長	会長
中 井 英 雄	近畿大学 経済学部 教授	会長代理
梶 原 晃	追手門学院大学 経営学部 教授	
蔵 治 光一郎	東京大学 演習林生態水文学研究所 所長	
鍋 島 美奈子	大阪市立大学大学院 工学研究科都市系専攻 准教授	
藤 田 香	近畿大学 総合社会学部 教授	

(2) 開催実績

	日時	議題	場所
第1回	平成26年1月16日（木） 14時から16時15分まで	(1) 大阪府の森林保全及び都市緑化の現状と課題 (2) 関係者ヒアリング	追手門学院 大阪梅田サテライト
第2回	平成26年2月24日（月） 17時から19時40分まで	(1) 会長代行の選任について (2) 大阪府の森林保全及び都市緑化の施策の方向性 (3) 関係者ヒアリング	追手門学院 大阪城スクエア
第3回	平成26年3月27日（木） 14時から15時50分まで	大阪府の森林保全及び都市緑化の施策の方向性	追手門学院 大阪梅田サテライト
第4回	平成26年5月15日（木） 14時から16時まで	大阪府の森林保全及び都市緑化の施策のあり方	追手門学院 大阪梅田サテライト
第5回	平成26年7月2日（水） 10時から12時15分まで	大阪府の森林保全及び都市緑化の施策のあり方	追手門学院 大阪梅田サテライト
第6回	平成26年7月31日（木） 13時から14時50分まで	大阪府の森林保全及び都市緑化の施策のあり方	大阪木材仲買会館
第7回	平成26年9月1日（月） 10時から11時50分まで	大阪府の森林保全及び都市緑化の推進に関する 調査検討の中間とりまとめ案	追手門学院 大阪梅田サテライト

(3) 関係条例等

○大阪府附属機関条例（昭和27年12月22日大阪府条例第39号）（抄）

（趣旨）

第1条 この条例は、法律若しくはこれに基づく政令又は他の条例に定めるもののほか、府が設置する執行機関の附属機関について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項、第202条の3第1項及び第203条の2第4項の規定に基づき、その設置、担任する事務、委員その他の構成員(以下「委員等」という。)の報酬及び費用弁償並びにその支給方法その他附属機関に関し必要な事項を定めるものとする。

（設置）

第2条 執行機関の附属機関として、別表第1に掲げる附属機関を置く。

2 （略）

名称	担任する事務
大阪府森林の保全及び都市の緑化の推進に関する調査検討会議	森林の保全及び都市の緑化の推進のための施策及び財源の確保についての調査審議に関する事務

○大阪府森林の保全及び都市の緑化の推進に関する調査検討会議規則（平成25年12月24日大阪府規則第146号）

（趣旨）

第1条 この規則は、大阪府附属機関条例(昭和27年大阪府条例第39号)第6条の規定に基づき、大阪府森林の保全及び都市の緑化の推進に関する調査検討会議(以下「検討会議」という。)組織、委員の報酬及び費用弁償の額その他検討会議に関し必要な事項を定めるものとする。

（組織）

第2条 検討会議は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、学識経験のある者のうちから、知事が任命する。

3 委員の任期は、平成27年3月31日までとする。

（会長）

第3条 検討会議に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

（会議）

第4条 検討会議の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 検討会議は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 検討会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（報酬）

第5条 委員の報酬の額は、日額9,600円とする。

（費用弁償）

第6条 委員の費用弁償の額は、職員の旅費に関する条例(昭和40年大阪府条例第37号)による指定職等の職務にある者以外の者の額相当額とする。

（庶務）

第7条 検討会議の庶務は、環境農林水産部において行う。

（委任）

第8条 この規則に定めるもののほか、検討会議の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 （略）